

官報号外

昭和四十八年三月二十九日

○第七十一回衆議院会議録 第十九号

昭和四十八年三月二十九日(木曜日)

議事日程 第十五号

昭和四十八年三月二十九日

午後二時開議

第一 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第二 金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 金属鉱業等鉱害対策特別措置法案(内閣提出)

第四 日本てん菜振興会の解散に関する法律案(内閣提出)

第五 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 日本てん菜振興会の解散に関する法律案(内閣提出)

第七 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第八 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第九 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十一 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十二 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十三 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十四 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十五 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十六 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十七 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十八 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十九 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

第二十 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

2 代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

3 代表は、沖縄国際海洋博覧会に関する約(条約第八条の一般規則を含む。)の定めるところにより、日本国政府を代表し、その約束の履行を保障することを任務とする。

4 関係各省庁の長は、代表の任務に関し、必要な措置をとるものとする。

(任務)

5 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

6 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(解任及び災害補償)

7 代表の俸給月額は、四十四万円とし、その他代表の給与並びに代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に

6 この法律は、昭和二十四年法律第二百五十二号)第一條第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

理由

1 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

2 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

3 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

4 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

5 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

6 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

7 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

8 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

9 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

10 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

11 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

12 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

13 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

14 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

15 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

16 この法律は、沖縄国際海洋博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

外務委員長藤井勝志君。

[報告書は本文末尾に掲載]

[藤井勝志君登壇]

○藤井勝志君 ただいま議題となりました沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和五十年に沖縄で開催される予定の沖縄国際海洋博覧会につきましては、国際博覧会に関する条約第十五条の規定により、開催国は、政府を代表する政府委員または代表を一人指名しなければならないことになつておりますので、本案は、その任務の重要性にかんがみ、外務省に特別職の国

家公務員である沖縄国際海洋博覧会政府代表一人を置くこととするものであります。

代表の任務といしましては、沖縄国際海洋博覧会に關し、条約の定めるところにより、日本国

政府を代表し、かつその約束の履行を保障することであります。

なお、代表の職は、沖縄国際海洋博覧会のために臨時に設けるものでありますから、本案は、博覧会終了後一年の期間を経過いたしましたと、その効力を失うこととしております。

本案は、去る二月九日外務委員会に付託され、二月二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、以後、沖縄及び北方問題に関する特別委員会と連合審査会を開く等、慎重な審査を行ないました

が、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、質疑を終了し、三月二十九日採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決す

べきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付せられており

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十二条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

理由

金属鉱業等による鉱害の現状とその防止に関する社会的要請にかんがみ、金属鉱業等による鉱害の防止を促進するため、金属鉱物探鉱促進事業団に金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付業務等を行なわせることとし、及びこれに伴い同事業団の名称を金属鉱業事業団に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十八年三月六日
内閣総理大臣 田中 角栄

国会に提出する。
右
金属鉱業等鉱害対策特別措置法案

(定義)

第二条 この法律において「金属鉱物等」とは、
銅鉱、鉛鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、砒鉱、いおうそ
の他その採掘及びこれに附属する選鉱、製錬等
の事業が終了した後においても坑水又は廃水に
よる鉱害を生ずるおそれが多いものとして通商
産業省令で定める鉱物をいう。

2 この法律において「採掘権」又は「租鉱権」と
は、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権
をいい、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、金属
鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権を有する
者をいう。

3 この法律において「特定施設」とは、金属鉱
物等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの
集積場(その使用の終了後に坑水又は廃水によ
る鉱害を生ずるおそれがないものとして通商產
業省令で定めるものを除く)をいう。

4 この法律において「鉱害防止事業」とは、坑
道の坑口の閉そく事業、捨石又は鉱さいの集積
場の覆土、植栽等の事業その他特定施設の使用
の終了後ににおける坑水又は廃水による鉱害を防
止するために行なわれる事業をいう。

5 通商産業大臣は、第二条第一項の通商産業省
令の改正により一の鉱物が金属鉱物等となつた
ときは、当該鉱物に係る特定施設であつて当該
鉱物が金属鉱物等となつた日前に使用を終了し
ているものに係る鉱害防止事業の実施に關する
部分を基本方針に追加するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合
について準用する。

(使用済特定施設鉱害防止事業計画の届出等)
第五条 採掘権者又は租鉱権者は、鉱山保安法第
四条の規定により措置を講じなければならない
ものとされる使用済特定施設(前条第五項に規
定する特定施設を含む。以下同じ。)に係る鉱害
防止事業について、通商産業省令で定めるところ
により、使用済特定施設鉱害防止事業計画
(以下「事業計画」という。)を作成し、これを鉱
山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出
なければならない。これを変更したときも、同
様とする。

(鉱害防止積立金の積立て)
第六条 国は、前条第一項の規定による届出に係
る事業計画に従つて鉱害防止事業を実施するの
に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに
努めるものとする。

(資金の確保)
第七条 採掘権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱山
保安法第四条の規定により措置を講じなければ
ならないものとされる特定施設(使用済特定施
設を除く。第十四条第一項を除き、以下同じ。)
ごとに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部
長が第四項の規定により通知する額の金銭を鉱
害防止積立金として積み立てなければならな
い。

2 鉱害防止積立金の積立ては、通商産業省令で
定めるところにより、金属鉱業事業団にしなけ
ればならない。

3 鉱害防止積立金は、金属鉱業事業団が管理す
る。

4 鉱害防止積立金の額は、当該特定施設に係る
鉱害防止事業に必要な費用の額及び当該特定施
設の使用期間を基礎とし、通商産業省令で定め
る算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山
保安監督部長が算定して通知する額とする。

(使用済特定施設に係る鉱害防止事業に関する
基本方針)
第一条 この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれ
に附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金
屬鉱業等」という。)の用に供される坑道及び捨
石又は鉱さいの集積場の使用の終了後ににおける
鉱害を防止するための事業の確実な実施を図る
ため、鉱害防止積立金の制度を設けるとともに
に、使用済みのこれらの施設について鉱害を防
止するための事業を計画的に実施させるため必
要な措置を講ずることにより、鉱山保安法(昭
和二十四年法律第七十号)と相まって、金属鉱
業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の
保護及び生活環境の保全に寄与することを目的
とする。

第二条 通商産業大臣は、この法律の施行前に使
用を終了している特定施設(以下「使用済特定
施設」という。)に係る鉱害防止事業の実施に關
する。

第三条 通商産業大臣は、この法律の規定による
届出があつた場合においては、この法律の規定によ
る届出があつたときは、その変更後のもの。
以下同じ。が基本方針に照らし不適切であると
認めるとき、又は当該使用済特定施設に係る坑
水又は廃水による鉱害を防止するため必要があ
ると認めるときは、その届出を受理した日から
九十日以内に限り、当該採掘権者又は租鉱権者
に対し、その事業計画の変更を命ずることがで
きる。

4 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、
採掘権者又は租鉱権者が第一項の規定による届
出に係る事業計画に従つて鉱害防止事業を実施
していないと認めるときは、鉱山保安法の規定
による措置をとるものとする。

(利息) 反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八条 金属鉱業事業団は、通商産業省令で定めることにより、鉱害防止積立金に利息を付さなければならない。(取りもどし)

第九条 採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者若しくは租鉱権者であつた者は、鉱害防止積立金の積立てをしている特定施設について鉱害防止事業を実施するときその他当該特定施設に係る鉱害防止積立金を積み立てておく必要がないものとして通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、当該特定施設に係る鉱害防止積立金を取りもどすことができる。

(承継等) 第十条 採掘権者又は租鉱権者について相続その他一般承継があつたときは、これらの者が積み立てた鉱害防止積立金は、これらの者の相続人その他の一般承継人が積み立てたものとみなす。

2 採掘権の譲渡があつたときは、当該採掘権者が積み立てた鉱害防止積立金は、当該採掘権の譲受人が積み立てたものとみなす。

3 租鉱権の消滅があつたときは、当該租鉱権者が積み立てた鉱害防止積立金は、当該租鉱権の消滅に係る採掘鉱区の採掘権者が積み立てたものとみなす。

(通商産業省令への委任)

第十一條 第七条から前条までに定めるものは、鉱害防止積立金の積立て及び取りもどしに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(鉱業の停止)

第十二条 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、採掘権者又は租鉱権者が次の各号の一に該当するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、一年以内の期間を定めて、その鉱業の停止を命ずることができる。一 第五条第一項の規定に違反したとき。

二 第五条第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第七条第一項の規定による積立てをしなければならない場合においてその積立てをしていないとき。

四 第二十四条の二第二項並びに第二規定による命令をする場合について準用する。

2 鉱山保安法第二十四条の二第二項並びに第二規定による命令をする場合について準用する。

2 (鉱業権の取消し)

第十三条 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、採掘権又は租鉱権を取り消すことができ

る。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

2 (報告及び検査)

第十四条 通商産業局長又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者若しくは租鉱権者に対し、その業務に関し報告を求め、又はそ

の職員に、これらの者の事業場若しくは事務所に立ち入り、特定施設、帳簿、書類その他の物

件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 (通商産業省令の準用)

第十五条 鉱業法第百七十二条から第百七十七条までの規定は第十三条规定による通商

産業局長の処分についての審査請求について、同法第百八十二条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

2 (罰則)

第十六条 第十二条第一項の規定による命令に違

反した者は、提出する理由である。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定による命令に違反した者

二 第五条第三項の規定による命令に違反した者

三 第七条第一項の規定による命令に違反した者

四 第二十四条の二第二項並びに第二規定による命令をする場合について準用する。

2 鉱山保安法第二十四条の二第二項並びに第二規定による命令をする場合について準用する。

2 (鉱業権の取消し)

第十三条 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、採掘権又は租鉱権を取り消すことができ

る。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

2 (報告及び検査)

第十四条 通商産業局長又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者若しくは租鉱権者に対し、その業務に關し報告を求め、又はそ

の職員に、これらの者の事業場若しくは事務所に立ち入り、特定施設、帳簿、書類その他の物

件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 (通商産業省令の準用)

第十五条 鉱業法第百七十二条から第百七十七条までの規定は第十三条规定による通商

産業局長の処分についての審査請求について、同法第百八十二条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

商工委員長浦野幸男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○浦野幸男君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

最近、金属鉱業等における鉱害問題は、重大な社会問題となっております。両案は、金属鉱業等における鉱害の特殊性と対策の緊急性にかんがみ、過去に蓄積された鉱害源の処理をはかるとともに、今後における鉱害発生の防止をはかるため提案されたものであります。

まず、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の内容は、事業団の業務に金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸し付け等を加えるとともに、これに伴い法律の題名及び目的を改め、同事業団の名称を金属鉱業事業団に改めること等であります。

本案は、去る二月十九日本委員会に付託され、同月二十七日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取しました。

次に、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案について申し上げます。

本案の内容は、金属鉱業等における特定施設の使用終了後の鉱害防止事業の費用に充てるため、採掘権者等に鉱害防止積立金の積み立てを行なわせるとともに、本法施行前に使用を終了している特定施設の鉱害防止事業について、通商産業大臣がその実施に關する基本方針を策定、公表し、採掘権者等に鉱害防止事業計画の届け出を行なわせること等であります。

本案は、去る三月八日本委員会に付託され、同

十三日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聽取いました。

以後、両案について参考人から意見の聴取、公害対策並びに環境保全特別委員会との連合審査会の開会等、慎重な審査を行ない、昨三月二十八日質疑を終り、直ちに採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 両案を一括して採決いたしました。

○議長(中村梅吉君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

両案は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日本てん菜振興会の解散に関する法律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) 日程第四、日本てん菜振興会の解散に関する法律案を議題といたします。

日本てん菜振興会の解散に関する法律案

1 日本てん菜振興会(以下「振興会」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 振興会の昭和四十八年四月一日に始まる事業

年度は、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成については、農林大臣が従前の例により行なうものとする。

この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

(登録免許税法の一部改正)

8 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表日本てん菜振興会の項を削る。

○議長(中村梅吉君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

農林水産委員長佐々木義武君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求める。

農林水産委員長佐々木義武君。

○議長(中村梅吉君) 国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める。

〔國務大臣奥野誠亮君登壇〕

○國務大臣(奥野誠亮君) 国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める。

〔國務大臣奥野誠亮君登壇〕

○國務大臣(奥野誠亮君) この法律は、新しい構想に基づく筑波大学の創設を含む国立大学の新設、学部の設置その他国立学校の整備充実について規定するとともに、大学の自主的改革の推進に資するため必要な措置等について規定しているものであります。

まず、筑波大学以外の大学の設置等について御説明申し上げます。

その第一は、旭川医科大学を新設し、山形大学及び愛媛大学にそれぞれ医学部を設置するとともに、東北大学医療技術短期大学部を新設することになります。

これは、近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在に対処し、医師養成の拡充をはかり、医学の研究を一そろ推進するとともに看護婦などの医療技術者の資質の向上をはかるうとするものであります。

第二は、埼玉大学及び滋賀大学にそれぞれ工学及び経済学の修士課程の大学院を新たに設置するとともに、現在なおその病因等が解明されていない難病についての基礎的研究を推進するため、東京医科歯科大学に難治疾患研究所を設置し、大気

3 第一項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

4 日本てん菜振興会法(昭和三十四年法律第八号)は、廃止する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改訂する。

第七十二条の四第一項第三号中「、日本てん菜振興会」を削る。

7 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一号の表日本てん菜振興会の項を削る。

8 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一号の表日本てん菜振興会の項を削る。

9 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改訂する。

10 本件は、日本てん菜振興会によるてん菜に関する試験研究の進展状況等にかんがみ、日本てん菜振興会の解散に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、日本てん菜振興会によるてん菜に関する試験研究の進展状況等にかんがみ、日本てん菜振興会の解散に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○佐々木義武君 ただいま議題となりました日本てん菜振興会の解散に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

〔佐々木義武君登壇〕

○佐々木義武君 ただいま議題となりました日本てん菜振興会の解散に関する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求める。

農林水産委員長佐々木義武君。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求める。

農林水産委員長佐々木義武君。

○議長(中村梅吉君) 国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める。

〔國務大臣奥野誠亮君登壇〕

○國務大臣(奥野誠亮君) 国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求める。

〔國務大臣奥野誠亮君登壇〕

○國務大臣(奥野誠亮君) この法律は、新しい構想に基づく筑波大学の創設を含む国立大学の新設、学部の設置その他国立学校の整備充実について規定するとともに、大学の自主的改革の推進に資するため必要な措置等について規定しているものであります。

まず、筑波大学以外の大学の設置等について御説明申し上げます。

その第一は、旭川医科大学を新設し、山形大学及び愛媛大学にそれぞれ医学部を設置するとともに、東北大学医療技術短期大学部を新設することになります。

これは、近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在に対処し、医師養成の拡充をはかり、医学の研究を一そろ推進するとともに看護婦などの医療技術者の資質の向上をはかるうとするものであります。

第二は、埼玉大学及び滋賀大学にそれぞれ工学及び経済学の修士課程の大学院を新たに設置するとともに、現在なおその病因等が解明されていない難病についての基礎的研究を推進するため、東京医科歯科大学に難治疾患研究所を設置し、大気

水圈環境の構造と動態に関する総合的な研究を推進する。

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(中村梅吉君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(中村梅吉君) 採決いたしました。

日本てん菜振興会の解散に関する法律案についての奥野文部大臣の趣旨説明 四八一

昭和四十八年三月二十九日 衆議院会議録第十九号

進するため、名古屋大学に水圧科学研究所を設置し、千葉大学の腐敗研究所を生物活性研究所に改組し、さらに、これまでの南極観測十八年の成果を踏まえ、極地の総合的、科学的研究及び極地観測の一そな推進をはかるため、国立大学共同利用機関として国立極地研究所を新設することいたしております。

以上のほか、国立久里浜養護学校を設置し、国身に障害を有する児童、生徒のうち特に障害が重度であり、あるいは重複している者の教育に当たらせることいたしております。

次に、後ほど御説明申し上げます筑波大学の新しい構想の実現と各大学における自主的な改革の推進に資するため、学校教育法を改正し、大学制度の彈力化をはかることいたしております。

第一は、大学成立の基本となる組織を従来認められてきた学部のみに限定することなく、それぞれの大学における教育、研究上の必要に応じ、学部の設置にかえて学部以外の教育、研究のための組織を置くことができるようになります。

大学の学部は、特定の学問領域について教育と研究を一體的に行なうための組織であります。今後教育研究上の多様な要請に対処して、大学の充実発展をはかるためには、その基本的な構成要素を学部のみに限定することなく、教育研究上の必要に応じ、それぞれの大学の判断するところによりさらに弾力的な組織形態をとり得る道を開くことが、大学改革を推進する上でこの際特に必要であると考えた次第であります。

筑波大学の構想はその一つの例であります。筑波大学の構想に限らず、今後、大学がみずから

をはかることがあります。

最近、医・歯学部において、六年間を通じた弾力的なかつ効率的な教育課程を編成する必要性が

医・歯学教育に携わる多くの関係者から指摘され、従来のとおり進学課程と専門課程を区分して履修させることも、あるいは六年間を通じて一度の教育を行なうこと、いずれの方式をもどり得るようにすることいたしております。

第三は、大学に必要に応じ副学長を置くこと

ができるようにすることです。大学の規模が

拡大し、組織、編成が複雑化するとともに、これを有機的な総合体として教育、研究の両面にわたる適確に運営してまいることは、学長にとってまことに容易ならぬ職責となつております。このよ

うな学長の負担を軽減し、大学の機能的な運営をはかるため、その補佐役を設ける必要があるといふ指摘が各方面からなされているところであります。

以上御説明申し上げました諸点は、いずれも困難な問題を設ける必要があります。このような観点から、大学がその事情により必要がると判断した場合には、学長の職務を助けることを任務とする副学長を置き得ることいたしましたのであります。

公私立を通じてすべての大学に適用される規定であります。かつて大学がみずからの判断によつてその採否を決定し得る事項であります。このよくな制度の弾力化を通じて、大学自身の手による自主的な改革が一そな進展を見ることを強く期待するものであります。

次に、この法律は、以上の大学制度の弾力化を踏まえた新しい構想に基づく国立の大学として筑波大学を新設することいたしております。

この筑波大学は、東京教育大学が自然環境に

筑波大学の構想に限らず、今後、大学がみずから

の発意により積極的に新しい適切な組織によるこ

とを希望する場合には、その内容を十分検討の上、それが実現できるようにしてまいりたいと考えております。

第二は、医・歯学部における履修方法の弾力化

ける検討の成果を基礎としつつ、他大学などの学識経験者の参加も求めて検討を進めてまいりました

のであります。

この大学の特色は、第一に、従来の大学に見ら

れる学部、学科制をとらず、学群、学系という新しい教育、研究組織を取り入れてることであります。すなわち、これまでの学部が教育と研究を同一の組織で行なっていることに対し、学群は学生の教育指導のための組織として、もっぱら教育上

の観点から編成されているものであります。ま

た、これらの学群の教育に当たる教員の研究上の組織として、学術の専門分野に応じて編成する学系を置き、研究上の要請に十分対応し得る条件を整備することいたしております。

第二に、大学が開かれた大学として適切に運営されることを確保するため、その管理運営に当たる組織について、次のよしなら措置を講ずることといたしております。

すなわち、学長の諮問機関として参与会を設置し、大学の運営に当たり、必要に応じて学外の有識者の意見を取り入れることができます。このよしなら組織について、次のよしなら措置を講ずることといたしております。

また、副学長のほか、学群、学系などの教員会議と緊密な連携のもとに、評議会、人事委員会等の全学的な組織を設け、全学の協調を基礎とした機能的な運営をはかることといたしております。人事委員会は、学群、学系制度による教育、研究の機能的分化に対処して、教育、研究両面からのお請を勘案しながら、全学的、総合的な見地に立って、適正な人事を確保することを目的とするものであります。

次に、この法律は、以上の大学制度の弾力化を

ます。大学総長に名前を呼ばれ、その学生に表彰状が渡されようとしたその瞬間、突然学生は叫びました。「総長、待つてください。私が表彰され

るべきではありません。表彰されるべきはあの人

で、一人の優秀な学生が表彰されたことがござい

ます。大学総長に名前を呼ばれ、その学生に表彰

状が渡されようとしたその瞬間、突然学生は叫びました。「総長、待つてください。私が表彰され

るべきではありません。」「そう言つて、その学生は父兄席の一

かつてアメリカのプリンストン大学の卒業式

で、一人の優秀な学生が表彰されたことがござい

ます。大学総長に名前を呼ばれ、その学生に表彰

状が渡されようとしたその瞬間、突然学生は叫びました。「総長、待つてください。私が表彰され

るべきではありません。」「そう言つて、その学生は父兄席の一かつで、一人の優秀な学生が表彰されたことがございました。大学総長に名前を呼ばれ、その学生に表彰状が渡されようとしたその瞬間、突然学生は叫びました。「総長、待つてください。私が表彰され

るべきではありません。」「そう言つて、その学生は父兄席の一

かつで、一人の優秀な学生が表彰されたことがございました。大学総長に名前を呼ばれ、その学生に表彰

状が渡されようとしたその瞬間、突然学生は叫びました。「総長、待つてください。私が表彰され

るべきではありません。」「そう言つて、その学生は父兄席の一

かつで、一人の優秀な学生が表彰されたことがございました。大学総長に名前を呼ばれ、その学生に表彰

トン大学の総長であり、やがてアメリカ合衆国の大統領となつたウッドロー・威尔ソンその人であります。(拍手)

さて、ひるがえつて日本の大学の現状、日本の大学の卒業式の風景はいかがでありますか。三月二十五日午後、私の母校である早稲田大学で、卒業生、父兄九千人を集めて卒業式が開かれました。卒業生の代表は何と言いましたか。「私たちにはうしろ髪を引かれる思いでキャンバスを去る。学園は荒廃している。暴力の嵐の前に、私たちにはむなしい脱力感しかなかった。諸悪の根源は大学当局と硬直化した教授会にある。責められなければならぬのは、無気力で無責任な大学当局である」ときびしく批判しておられます。(拍手)他の大学も大同小異の卒業式の光景であるやに聞いております。親子の情愛も、師弟のあたたかい交流も見られない荒廃とした大学の姿。

冒頭に、まず目標感覚を喪失した現在の大学の実態を指摘して、さらに、本日御列席の総理大臣、関係閣僚、また国民の大きな期待を一身に受けられている国会議員各位が、現在の混沌した教育を根底から究明して、新しい教育百年を踏み出す歴史的な年であることを自覺して、勇氣をもつてこの課題に取り組むことが、政治家としての命題であろうと断言するものであります。(拍手)警察庁の調べによると、これまでに内ゲバで死亡者を出した事例は、四十四年七月、中央大学で同志社大生が死亡した事件以来十件、十一人を数え、昨年だけでも、二件の死亡を含め、内ゲバは百七十四件に達し、三百二十二人が負傷しているのであります。全国四十四大学が何らかの形で、学内の教室、研究室、寮が学生に不正使用されているのであります。

こうした大学のキャンパスが荒廃している背景を究明するためには、現在の大学が教育、研究にふさわしい環境に置かれているのかどうか、これまでのしきたりや制度に致命的な欠陥があるのでないか、そうした根本的な問い合わせがなけれ

ト、いまの大学の問題の解決にはならないと思う

からであります。(拍手)

「白雲悠々と去り、またきたる」とは白居易の詩であります。「白雲なびく駿河台……」明治大学の校歌であります。しかし、今日、東京の大学のどこに白雲がなびき、白雲がゆうゆうと来たりて去る大学がありますか。あるのは薄よこれたスマッグであり、教授と学生の不信の念であります。

四十六年十月に、文部省が実施した中学校及び高等学校の生徒の進路指導に関する調査で、大学進学の理由を、希望する職業につくため必要だからと、将来の就職用実利一本張りの生徒が実際に四分の一と、断然トップを占めており、豈かな教養を身につけたいという答えはわずか一%にすぎない

のであります。

青春のほとんどを灰色の受験勉強に費やす学生が、それでもようやく目的的に入学できたとして、彼らがそこで見るのは、お粗末な教育施設と十年一日のとき講義、そして、緑も森もグラウンドもない、暗くてせせこましい大学の姿なのであります。マージャンにうつを抜かし、喫茶店に入りびたり、五月病にかかる学生があふるのは、ある意味では当然かもしれないのですが、多少元気のよいのが、こん棒でもあるつてやろうかとなるのも理解できないことでもあります。

しかし、これで現在の大学問題のすべての解決にはなりません。この構想は一つの自主的解決でありますか、このほかにどのような方策をなされようとしているのか、文部大臣の具体的な方針を伺いたいと思います。

次に、今回の筑波大学について若干の質問をいたのであります。その第一は、予算規模であります。

この構想の総額は約六百億円、四十八年度が五十億となっておりますが、はたしてこの程度の予算で、真に二十一世紀の社会に沿い得る大学が建設されるのかといった素朴な疑問であります。

この三月十九日、私は筑波に参りました。緑の森の中にターランのトラックが伸び、広大なスペースに球技場、体育施設が点在し、ところどころには池もある。それは美に牧歌的で、青年が活動力を発散させるにふさわしいみことな環境をまの

あたりにして、深く感銘したのであります。

ところが、目を転じて、教授、職員の宿舎となる住宅団地を見て、今度は深い失望感に襲われたのであります。これが未来を先取りする教育研究者の住む住宅とは申せません。都心の団地と同じ程度の、従前の公務員宿舎と全く変わらない大

学の罪悪を及ぼすに至つては、私ども政治家は、これに目をふさいでおられないであります。(拍手)

まず、総理にお伺いをいたしたいのであります。

体性のない、付和雷同的學生の多いこのころで、羽田デモ、成田闘争とエスカレート、一連の赤軍派事件、浅間山荘、テルアルビブ、世界にま

でのその罪悪を及ぼすに至つては、私ども政治家は、これに目をふさいでおられないであります。(拍手)

こうした大学のキャンパスが荒廃している背景を究明するためには、現在の大学が教育、研究にふさわしい環境に置かれているのかどうか、これまでのしきたりや制度に致命的な欠陥があるのでないか、そうした根本的な問い合わせがなけれ

えを承りたいと思います。

こうした現状分析と、大都市における教育環境の悪化を考えますとき、筑波大学の新構想、つまり、自然環境にも恵まれ、新しいシステムによる研究園都市の建設は、まさに時宜を得たものであります。(拍手)

この全く新しい国立大学の誕生は、教育の創造革新への道に通じ、巨大科学時代に一石を投ずるものであり、これこそ、世界史にいどむ日本の若者に新しい哲学思想をもたらす場であると信じています。(拍手)

しかし、これで現在の大学問題のすべての解決にはなりません。この構想は一つの自主的解決でありますか、このほかにどのような方策をなされようとしているのか、文部大臣の具体的な方針を伺いたいと思います。

次に、今回の筑波大学について若干の質問をいたのであります。その第一は、予算規模であります。

この構想の総額は約六百億円、四十八年度が五十億となっておりますが、はたしてこの程度の予算で、真に二十一世紀の社会に沿い得る大学が建設されるのかといった素朴な疑問であります。

この三月十九日、私は筑波に参りました。緑の森の中にターランのトラックが伸び、広大なスペースに球技場、体育施設が点在し、ところどころには池もある。それは美に牧歌的で、青年が活動力を発散させるにふさわしいみことな環境をまの

あたりにして、深く感銘したのであります。

ところが、目を転じて、教授、職員の宿舎となる住宅団地を見て、今度は深い失望感に襲われたのであります。これが未来を先取りする教育研究者の住む住宅とは申せません。都心の団地と同じ程度の、従前の公務員宿舎と全く変わらない大

学の罪悪を及ぼすに至つては、私ども政治家は、これに目をふさいでおられないであります。(拍手)

まず、総理にお伺いをいたしたいのであります。

学長の補佐役として副学長を五人置くということをござりますが、どういう人材を置くか、その辺の構想を伺つておきたいのであります。と申しますのは、この人材いかんが、新大学の性格決定にたいへん影響があるからであります。

私見でござりますが、世界各国のノーベル賞受賞者を思い切つてどんどん招聘して、副学長や教

授陣に加えたらいいかがであります。

学問の国際化がいわれておりますが、聞くところによりますと、国際舞台で通用する学者は、日

の連絡がはたしてできているのか。どのような協力体制をお考えなのか、両大臣のお答えをお願いしたいと存じます。

ところなんか高齢の研究はできないなどと、理由が埋まり、肌の触れ合いがすき焼きでできれば、住宅投資も安いものであります。入れものは内容をつくる、形が内容を整えると申します。大学校舎にしてもそうであります。

去年、私はモスクワへ参りました。あのレーニンの丘の上にそり立つモスクワ国立大学の威容を見て驚きました。三十七階建て、二百五十メートルの中央棟。スターリンが何と一九五三年に

くつたものだそりであります。上のほうが雪にかぶんでいる。まさに白雲なびくであります。このくらいのやつをつくらないと、氣宇壯大な研究、学問などできないのではないか。ひとつ百階建ての校舎を建築して、てっぺんに上がれば、霞ヶ浦はおろか、太平洋が見える、そのくらいつばなものを持つてゐる様子に、関係閣僚にお考えをいただきたいのであります。(拍手)

質問の第二は、人の問題であります。

学長の補佐役として副学長を五人置くということをござりますが、どういう人材を置くか、その辺の構想を伺つておきたいのであります。と申しますのは、この人材いかんが、新大学の性格決定にたいへん影響があるからであります。

私見でござりますが、世界各国のノーベル賞受賞者を思い切つてどんどん招聘して、副学長や教

授陣に加えたらいいかがであります。

学問の国際化がいわれておりますが、聞くところによりますと、国際舞台で通用する学者は、日

本の学者のうち三割もいないそうです。外國のまねばかり、横のものを縦に翻訳する程度のことしかしていないから、自然科学、人文科学とも人材不足の感があります。そして、若い有能な学者は、すばらしい研究環境の与えられている外国へ行ってしまう。頭脳の流出が呼ばれてから久しいのに、何一つ歯どめをかけていない。これは政治の怠慢であります。ドルをため込むばかりが能ではない。輸出入で申せば、頭脳の出超ではなく、入超でなければならないと思います。この構想を推進する機に、たまり過ぎたドルで世界じゅうの優秀な頭脳を集めて、この大学に来なければ利用できないといふような世界最高の研究器材を購入すれば、これはドル減らしとして一石二鳥の効果があると考えますが、いかがでありますか。

（拍手）総理のお考えをお伺いしたいと存じます。（拍手）さらに、現在の計画では、既存国立大学の出店程度に終わってしまいます。天下り教授の就職先の一つとなり、特に医学専門学群では、白い巨塔がまた一つよえるだけの結果になりかねないであります。この際、一部学者の都合のよい閑づくりにならないように、歯どめをかけておきたいと思いますが、文部大臣の明確なる御決意を伺いたいと存じます。

最近の大学の現状を見るにつけ、大学教授の無能が露呈されてきております。紛争一つ見ても、理想と口はうまいが、手をよごそうとはしない。極端なものは、学生のセクトと取引して身の保全を考え、教授が現行犯でも起こさない限りその身分は保障され、講義をしなくとも学校にぬくぬくとしておることができるという。任期制も配置問題も、議論されながら、いまだ政府としての確固たる指導方針が出てこないのは、一体どうなつておるのか。今回の法改正にも全く取り入れられていないのは、政府の弱腰であると思う。国民は正しいこと正しくないことのけじめをしつかり見ていると思いますが、この際、総理の御決断が必

要と思われます。御決意を伺いたいと存じます。

（拍手）質問の第三は、こうしてできたすばらしい環境と施設、豪華けんらんたる教授陣の筑波大学方式を、積極的に他の大学にも及ぼすべきではないかと、いろいろとあります。

大学自治あるいは学部自治に対する干渉になるのではないかという批判をおそれるのあまり、筑波方式の導入は各大学の自主的判断でということを、しきりに政府は強調されているわけですが、私が言わせれば、よき考え方、よき方法はどんどんと各大学で採用され得るべくあります。億病になることは毛頭ないと思われるのですが、（拍手）ある全国紙のコンピューター調査によると、

国立大学の拡充を希望している国民は、何と六三%の多さにのぼっているということです。筑波大学は、単に東京教育大学の場所的移転ではないと私は思っています。従来の型にとらわれない、全く新しい開かれた大学をこしらえるのだといふ心意気が大切なのであります。（拍手）正々堂々とその教育効果を世に向ひ、日本の大学の範となる大学づくり、他の大学の改善、改良の引き金の存在にするよう心がけてほしいと思うのであります。

（拍手）全国民が期待した田中総理の国土改造計画、この計画の柱こそ新研究学園構想でなければならぬと思います。

四十八年度予算要求のありました新研究学園公団の構想がなぜ実現しなかつたのか、今後再検討の計画がないのか、大蔵大臣のお答えをいただきたいと思います。

（拍手）さきごろ広島県西条町に総合移転を始めた広島大学、在日米軍が返還した春日原地区への移転を希望している九州大学、さらに、現在金沢城の中に建てられている金沢大学、赤旗やゲバ棒に貴重な文化財が侵されている現状を考慮して総合移転を希望しているのであります。いずれも

この際、総理の御決断で、四十八年度予算に計上されている新学園建設調査費を有効に活用され、統いて次年度から、学園公団方式でこれら地方国立大学の拡充整備を年次計画で建設されるお考えはないか、所信をお伺いしたいのであります。

以上、私は問題点の一、二、三を指摘いたしましたが、野党その他関係者の批判、また、最近配布された民主教育を進める国民連合の反対理由、大体列挙いたしてみますと、

一、学長の権限強化で大学の自治と学問が侵される、二、これを突破口に他の大学に導入する、三、教育が國家統制の道を歩む、

私の質問に対するお答えでそのすべては解消されると思うのであります。（拍手）などがあげられているわけですが、大体、運営にその責任を果たすための施策を行なうことなどがあげられていて、世界のいすれの国でも当然のことです。社会党や共産党が目標とされている社会主義諸国に学問の自由があり、国家管理が全くないとでも思つておられる

事柄は、私どもの祖国日本国家の進歩にかかる問題であります。総理はじめ関係閣僚の大膽かつ率直な御答弁をお願いして、私の代表質問を終ります。（拍手）事柄は、私どもの祖国日本国家の進歩にかかる問題であります。総理はじめ関係閣僚の大膽かつ率直な御答弁をお願いして、私の代表質問を終ります。（拍手）

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣（田中角栄君） 大学教育の荒廃の現状をどう認識し、また、今後の大学教育のあり方にについてどう考えるか、このような第一問に対しても、まずお答えを申し上げますと、大学の現状につきましては、御指摘のような問題が數多く存在するることは事実であります。広く、高い知識を吸収し、人格の陶冶を求めて大学に学ぼうとする国民の希望に正しくこたえることができるよう、必要な施策は適時適切に考慮を払つてまいりたいと考へます。

このような観点から、大学教育の正すべき点はこれを正しく、これからも激動する社会に適切に対応できるよう社会人を育成する大学とするよう、大学関係者の自主的な努力を促しつつ、大学の教育環境の改善を含めて、大学教育全般の改革を進めてまいりたいと考へておるのでござります。

筑波大学に世界の優秀な学者を招聘し、研究器材も世界的なものと導入してはどうかとの御指摘でござりますが、筑波大学のねらいの一つは、国内外のみならず国際的にも開かれた大学となることにあることは言うをまちません。御指摘の点を含めて、「同大学に内外の優秀な学者を招聘し」、それにふさわしい研究環境を備えていく必要があると考えておるのでございます。

それから第三点は、米国風言語計画を有効に活用して、年次計画を立てて、新しい大学の設置計画を勇敢に進めるべきだということです。さしあなが、現在の大学の大都市集中が、大学の地域的偏在をもたらすとともに、学園環境の悪化を来たしていることはいなめない事実でござります。このところ、思ひもこよびた費電の中に、お目に

自民党が、かつて正式に党議決定をした都市政策大綱の中にも示してありますように、一つの理想の姿として、明治の初年にわれわれの先覺が乏しい中から官立大学や公立大学建築いたような考え方と視野に立って、百年の将来に思いをはせながら、新大学をどうすればいいかという一つの姿として、国有地で大体一校五百万平方メートルないし一千万平方メートル。そうすると、世界で最高の大学機構ができるわけでございます。しかも、建設費は、国有地でありますから土地の購入費といふものを考える必要はありません。そうするといふとしても、二兆五千億ないし三兆円であります

す。このような問題を国民的支持と理解を前提として行なうとすれば、さしたた困難な問題ではないでございます。学債を発行するとすれば、三四年ないし五年でこれらが完成できるわけあります。そういう立場で、そのような理想的な姿を描きながら、広く環境を求めようというが、この五千万円計上した調査費の目的でございます。これはただ一つの内閣が行なえるものではありますまい。國民の支持と理解を求めるながら、短い間に、できるならば可及的すみやかに結論を出して、次代の國民のために大きな一步を踏み出すべきである、このように考えておるのであります。残余の問題に対しても、文部大臣から答弁いたしました。(拍手)

○国務大臣小坂善太郎君　筑波研究学園都市は、新しい構想のもとに、研究者と教育者などに魅力のある学問の府をつくらんとするものであります。政府としましては、すでに筑波研究学園都市建設計画の大綱を決定いたしまして、首都圈整備委員会に、筑波研究学園都市のマスター・プランを作成するための経費といたしまして一億五千万円を計上して、基本計画を進めておるわけでござります。

お尋ねの公務員宿舎でござりまするが、御来年の
ものに比べまして一部屋多いものを建設してある
次第でございますが、今後は、さらに研究園園都
市によさわしい宿舎を建設することいたしまし
て、この予算を活用して検討を続けてまいりたい
と考えております。お話をごとく、私もまた、豊
かな環境は心の豊かな人物をつくるといふように
考えておりまして、御指摘の点をまことにじめつ
ともと考えておる次第であります。

が、政府といたしましては、新しい機構をつくらないという方針を貰きましたので、それにかわりまして、総理からもお答えございましたが、政府は、この公団の趣旨とするところ、すなわち、士学が大都市に集中されることを抑制し、全国的に均衡のとれた大学の配置と教育環境の改善をはかるという方針を持っておりまして、恵まれた自然環境の中に新しい学園を建設する必要があると考えておるのであります。その基本的な事項を調査費とするための経費として、新学園建設等調査費といふ名のもとに五千万円を計上しておりますがございます。

かつて大学が東京都内にできましたころ、その周辺はまことに豊かな自然に恵まれておったわけですが、今日の人口増加の環境の中にもなりまして、いまや難題の中にもうごめいておるという状況でございまして、この新しい事態に立て、新しい学園の構想をぜひ皆さま方とともに進めてまいりたいと考えておる次第であります。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 今日多くの大学が紛争を繰り返しておるわけでござりますけれども、本学の管理運営の方式が一つしかないということとは非常に問題があるのでござりますので、今後は一つの構想を加えたわけでござります。これが契機になりましたして、各大学が積極的に改革の問題と取り組んでくれる、その中からいろいろな構想が生まれてくる、必要に応じまして、また立法構置で加えさせていただきたい、そういうことを一番私たちちは急願をいたしておるものでござります。

同時に、今回、特にあわせまして弾力化の規定も幾らかつけ加えさせていただきました。たとえば医・歯学、二年と四年に分けて教育しなければならない。そんなに限定する必要はない、六年一貫教育をやるうと思えばやれるようにしてあわせます。

が、政府といたしましては、新しい機構をつくらないという方針を貫きましたので、それからわざとまして、総理からもお答えございましたが、政府では、この公団の趣旨とするところ、すなわち、大学が大都市に集中されることを抑制し、全国的に均衡のとれた大学の配置と教育環境の改善をはかるという方針を持っておりまして、憲法たる自然環境の中に新しい学園を建設する必要があると考えておるのであります。その基本的な事項を調査費とするための経費として、新學園建設等調査費という名のものに五千万円を計上しておるわけでございます。

かつて大学が東京都内にできましたころ、その周辺はまことに豊かな自然に恵まれておつたわはでございますが、今日の人口増加の環境の中にもなりまして、いまや難路の中にもうごめいておるという状況でございまして、この新しい事態に立つて、新しい学園の構想をぜひ皆さま方とともに進めてまいりたいと考えておる次第であります。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○國務大臣奥野誠亮君（君登壇）

ばいいじゃないかということをございますし、副学長を置きたいとおっしゃるのなら置けるようにもしてあげたいと考えられるならば、それもまた認めあげるような仕組みをとりたい、こういうことが今回の基本的な考え方でございます。

第二に、筑波研究学園都市は二千七百ヘクタールという広い地域の中で、四十二内外の研究機関も設けられるわけでございますけれども、その中の中心をなすものがこの筑波大学でございます。

筑波大学は二百四十五ヘクタールを用意しておるわけでございまして、今日、東京教育大学のキャンパスは幾つにも分かれておるわけでございますが、これを全部合わせました五倍の面積があるわけでございます。この中にりっぱな施設——私は、今日総合大学といわれておりますけれども、東京大学にいたしましても、法科大学でありますとか、あるいは医科大学でありますとか、單科大学が一绪になりました、今日総合大学といわれているだけでございますから、眞の総合大学は筑波大学が初めて生まれるんだ、かように考えておるものでございます。そういう考え方におきまして、この大学の設置に当たっていきたい、かようにな願をいたしておるものでございます。

副学長の問題につきましては、東京教育大学は、総務担当、教育担当、研究担当、厚生福祉担当、医療担当、五人の副学長を置きたいと言つておられるわけでございますので、それを採用したい、かように考えておるわけでございます。

副学長は評議会の定める基準により学長が選考するわけでございますので、大学が副学長をお選びになるわけでございます。りっぱな人が得られますように、森議員の期待にこたえられるような人が選ばれますように、東京教育大学にも強く要請してまいりたい、かように考えるわけでございます。

は、総務担当、教育担当、研究担当、厚生福祉担当、医療担当、五人の副学長を置きたいと言つておられるわけでございますので、それを採用したい、かように考えておるわけでござります。

副学長は評議会の定める基準により学長を選考するわけでござりますので、大学が副学長をお選びになるわけでござります。りっぱな人が得られますように、森議員の期待にこたえられるよう人が選ばれますように、東京教育大学にも強く要請してまいりたい、かように考えるわけでござります。

うお話をございました。まさにいまの学部自らの欠陥はそれだと考えるわけございます。

講座といった固定的な教員組織、したがいまして、教授がやめない限りにおいては、その下の助教授はいつまでたっても教授になれない。このようないくつかの人事、そういう問題もございますので、学部のあり方につきまして、教育と研究とを一つにしない、これを筑波大学の場合には研究の組織と教育の組織を分けまして、こうしておるわけでございますので、人を選びます場合には、教育審議機関からも、また研究の審議機関からも人を出してもらいまして、総合的な角角度的な人事を行なう、そういう意味で人事委員会をつくるわけございますから、この人事委員会がいままでの閉鎖的な人事行政を破って、全學的な立場から人事行政をやってくれるものだ、かように期待をいたしております。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 嶋崎議君。

[嶋崎議君登壇]

○嶋崎議君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案された国立学校設置法等の一部を改正する法律案に強、反対する立場から、總理並びに閣僚に対し、質疑を行なわせていただきます。

(拍手) 法案は二つの部分から構成されています。一つは旭川医科大学の設置、山形、愛媛大学の医学部増設など、国立学校設置法の一部を改正すれば事足りるものと、いま一つは、新筑波大学の創設を通じて、国立学校設置法、学校教育法、教育公務員特例法など、三つの法律を相互に連絡づけて改正し、これを契機に国家権力の手によって、学問の自由、大学の自治を侵すおそれのある大学管理政策を方向づけようとするもの、この二つあります。つまり、異質なものが二つ抱き合わされているのです。

したがって、法案の提出の裏には旭川医科大学の設置など、緊急で、しかも地元の強い要求にさ

さえられた世論を背景に、それを利用し、筑波大学関係法案を一挙に通過させようとするするする意図が秘められていると断ぜざるを得ません。

(拍手) 私は、總理に対し、まず初めにこのような法案の提出のしかたに強く抗議し、その眞意をただしに思います。

最近までの科学技術の急激な発展は、一面において物質文明を飛躍的に前進させたが、他面では、さまざまの矛盾を激化し、その結果、もしもいまにして明確な指針を持たねば、人類はその生存の根底を脅かされるおそれさえ生じています。特にわが国では、六〇年代に進むられた産業の高度成長が、三十七万平方キロの国土に一億の人口という状況の中で、環境問題を激化させ、日本列島を公害列島と化しています。美しかった国土の自然は破壊され、このままの状態が進展するならば、国民の生活と健康にはかりしれない損害をもたらすおそれがあり、未来の幾世代にわたって深い後遺症を残す結果となることをおそれるものであります。

いまこそ資本の要請にこたえてきた科学技術のあり方を、国民の生活と命と健康を守る国民のための科学へとその重点を置きかえるときであります。(拍手) 現代においては、もはや科学技術の進歩に無条件の信頼を寄せることはできないのです。ある種の技術開発が、人間の生存や健康や日常生活を脅かすとすれば、そうした技術及びその基礎にある科学のあり方について、深い疑問が生まれることは当然であります。体制批判の科学的精神性が必要とされるゆえんであります。(拍手) 科学はここから始まる。だとすれば、憲法二十三條にいう学問の自由が今日ほど強く自覚されねばならないときはないのです。(拍手)

筑波大学構想は、教育研究を経済発展のための投資、手段と見た懸念高き文部省の日本の成長と教育の考え方、日経連、経団連などの財界の教育

要求、さらには幾たびか提案された中教審答申を忠実に受け、その延長線上に浮かび上がったものであります。したがって、筑波大学にいか開かれます。

そこで總理、文部大臣、科学技術庁長官は、七〇年代以降の科学技術のあり方と、新筑波大学の構想などをどのように関連づけておられるか、明快な御所見を承りたいと思います。

さて、私は、以下新筑波大学の生まれた過程、法案に示された大学觀及びその制度について、順を追つて總理並びに閣僚大臣の御所見を承りたいと思います。

質問の第一は、筑波大学構想が、東京教育大学の側からの自主的、民主的総意によって生まれたものでなく、文部省、政府主導型の、いわゆる中教審大学といふふさわしい形成過程をとったといたことであります。

東京教育大学が筑波における新大学のビジョンの実現を期して筑波移転を決定したのは、昭和十四年七月のことであります。このビジョンが作成される前に、当時の大学紛争を背景として、日経連、中教審が、次々と矢つきばやしに大学改革案を提出しています。文部省はこれらを受けて、筑波大学創設準備調査会を開き、その後には、東京教育大学が筑波大学に関する基本計画を決定すると同時に、筑波大学の創設に踏み切っているのであります。

この過程の中には二つの問題があります。

一つは、東京教育大学を、當時強行採決された大学運営臨時措置法に沿う紛争大学第一号に仕立て上げ、新大学創設に反対するものを切り捨て、東京教育大学を廃校することによって、東京教育大学の筑波移転から新大学創設へと急いだ大学側の動きと、それに呼応するかのように、新大学創設の機運を利用して、中教審の目ざすモデル大学を

つくろうとする文部省の政治的意図とが相通じて、新大学構想が具現化されたのではないかといふ懸念であります。(拍手)

總理、文部大臣は、このような懸念にどう答えられるか、経過を明らかにしていただきたい。

いま一つは、東京教育大学が決定した筑波大学の基本計画が、大学内の総意も取りつけられず、わずか教官の五七%の賛成しか得られないまま、数々の大学内の民主的手続や大学自治の原則を踏みじて强行決定されたにもかかわらず、文部省は筑波大学創設に踏み切っているという事実であります。

いかに新筑波大学創設が大学自治の否定の上にあらわれたかは、法案が国会に上程された今日、去る二月二十三日東京教育大学の評議会が、評議員十六名中十四名の連署で学長不信任案を可決しているという事実に示されています。(拍手) 文部省と一体となって新大学創設を推進してきた学長のこの不信任こそは、新筑波大学がまさに学問の自由、大学の自治を侵害する中教審モデル大学としてあらわれるであろうことのシンボルであると思ふが、この事実を、總理、文部大臣はどう評価するか、明確な答弁をいただきたいと思います。(拍手)

質問の第二は、筑波大学構想が、新大学の創設にとどまらず、これをモデルにして、全国の大学にその理念と制度を一般化しようとする意図で貢献しているという点であります。

一九七〇年を前にして全国に波及したいわゆる大学紛争は、大学改革の二つの道を提示しました。一つは、中教審の考え方をさせた財界、政府、文部省の側からの、上からのそれであり、いま一つは、学术會議、各大学の側からの、下からの自立的改革の道であります。

中教審の答申は、大学改革の必然性を、科学技術の目ざましい発展と高等教育の大衆化という事実に見ていています。

い水準の研究、教育を必要とするし、他方、高等
教育の大衆化は、学問の精髄をきわめるのでなく
く、就職の手段として、企業の要請にこたえる程
度の教育であればよい。急速に膨張した大学の現
状では、大学の教師も学生も高い水準の研究者で
はない。だから、学生の側からも教師の側から
も、もはや研究と教育とは分離せざるを得ないと
しているのであります。

この考え方方に立つて、法案では、大学には学部
以外の教育研究の組織を置くことができるとして、
筑波大学では、学部のかわりに学群と学系とが置
かれることになっております。したがつて、筑波
大学は、これまでの大学が学部を基本とし、それ
を教育研究の組織とし、研究と教育を一体として
とらえた伝統的な大学觀とは異なる、文部省の新
しい大学觀の上に立つており、今後大学政策を根
底から変えていく政策思想を体現しているもので
あると思う。

総理、文部大臣は、中教審の大学觀をどう見る
か、研究と教育との関連をどう理解しているか、
御所見を賜わりたいと思います。(拍手)

研究と教育の分離は、一部の大学を除いて、多
くの大学では、学力低下に合わせた水準の職業、
技術教育をやればよいことを意味し、そこでは、
教育を学問の体系に従つてではなく、社会的な企
業の要請にこたえて行なえばよいということにな
ります。しかし、これはもはや大学ではありませ
ん。大学が大衆化し、学力が低下しているからこ
そ、一定の教育水準を維持するために、従来とは
比較にならないけた違ひの国家投資をしなければ
ならないのです。それが国民の教育要求なのであ
ります。それを怠り、人的・物的条件の整備が
進まないままに学生が増大しているからこそ、大
学教育の水準は崩壊の一途をたどっているのであ
ります。私立大学はまさにその矛盾の頂点に立つ
ております。

このように、今日、学生急増のもとで大学教育
が崩壊しつつある原因こそ、文教予算の傾向に示

総理、文部大臣は、中教審の大学観をどう見るか、研究と教育との関連をどう理解しているか、御所見を賜わりたいと思います。(拍手)
井元：改ざん問題、一筋縫ひも縫ひ、二筋縫ひも縫ひ

研究と教育の分離は、一部の大学を除いて多くの大學生では、学力低下に合わせた水準の職業、技術教育をやればよいことを意味し、そこでは、教育を學問の体系に従つてではなく、社会的な企業の要請にこたえて行なえよといふことになります。しかし、これはもはや大学ではありません。大学が大衆化し、学力が低下しているからこそ、一定の教育水準を維持するために、従来とは比較にならないけた違ひの國家投資をしなければならないのです。それが国民の教育要求なのであります。それを怠り、人的、物的条件の整備が進まないままに学生が増大しているからこそ、大學教育の水準は崩壊の一途をたどっているのであります。私立大学はまさにその矛盾の頂点に立つ

されているように、歴代政府の文教政策の軽視にあります。大蔵大臣、文部大臣の御所見を賜りたい。(拍手)

また、大学における研究、教育の実態の中で、大学の定員増という要求を一般的行政の基準で処理しているように見受けられるが、行政管理庁長官はどう考えておられるか。

さらに、法案提出にあたって、政府は、文部大臣の諮問機関である中教審答申のみを重視し、科学者の総意を結集し、総理に勧告権を持つ学術会議のたび重なる大学改革の勧告に耳を傾げず、学術会議を軽視してきたこと、また、国立大学協会、各大学が中教審答申への批判と大学改革の構想を提示している事実にも耳を傾けようとしたがい、その理由と根拠を明らかにしていただきたい。

質問の第三は、法案が、筑波大学に新しい大学管理制度を設けることによって、新大学管理法的性質のものになつている点であります。

法案は、大学管理機関として副学長制を設け、学長、副学長を中心とする運営体制の中央集権化をはからうとしています。副学長制は、かつて強行採決された大学運営臨時措置法で紛争大学に設置を認めたものであったが、法案では、これを一般大学にまで適用しようとしています。

この改正で重要な点は、大学職員以外の学外者を副学長に充て得る道を開いたことであります。筑波大学についていえば、副学長は執行機関でありながら、同時に審議機関である評議会の正式メンバーとなる点も注目しておく必要があります。しかも、副学長は人事に発言できることになつています。このように、副学長制は従来の伝統的な大学の歴史にはなかつたのですから、大きな制度の転換であると断ぜざるを得ません。

さらに注目すべきは、筑波大学に、新しい審議機関として、学外者で構成された参与会を置くこととしている点であります。しかも、参与会の人選は、学長の申し出で文部大臣が任命するとして、文部大臣

されてるようすに、歴代政府の文教政策の軽視にあると思うが、大蔵大臣、文部大臣の御所見を賜わりたい。（拍手）

また、大学における研究、教育の実態の中で、大学の定員増という要求を一般的行政の基準で処置しているように見受けられるが、行政管理庁長官はどう考えておられるか。

さらに、法案提出にあたって、政府は、文部大臣の諮問機関である中教審答申のみを重視し、科学者の総意を結集し、総理に勧告権を持つ学術會議のたび重なる大学改革の勧告に耳を傾げず、學術會議を軽視してきたこと、また、国立大学協会、各大学が中教審答申への批判と大学改革の構想を提示している事実にも耳を傾けようとしない、その理由と根柢を明らかにしていただきたい。

質問の第三は、法案が、筑波大学に新しい大学管理制度を設けることによって、新大学管理法的性のものになつている点であります。

法案は、大学管理機関として副学長制を設け、学長、副学長を中心に管理運営体制の中央集権化

臣に拒否権を認めていることから、学長と文部大臣が望ましい者しか任命されない。そればかりか、参与会は、大学運営の重要な事項について、副学長、参与会制など、学外者の大学行政への参画は戦後の大学立法史の中で争われ、今まで実現されなかつたものだけに、筑波大学は新しいタイプの大學生出現であることを意味します。

そればかりか、この制度は、教育基本法第十条に反しているのであります。(拍手)その規定によれば、教育機関や教師が、議会や政府その他の公的管理機関を通じて間接に国民に責任を負うのではなく、自主的判断によって直接的に国民への責任を果たすという直接教育責任の原則を訓示しているからであります。總理、文部大臣は、教育基本法十条の趣旨をどう解されるか、副学長、参与会制はその趣旨に反すると思うが、明確な御所見を承りたい。(拍手)

法案のさらに重要な点は、人事がいままで学部教授会で決定されてきたが、筑波大学では人事委員会にその権限を移していることがあります。しかも、人事委員会には副学長も加わることになつています。

大学の教官人事が学部教授会にあるとした従来までの趣旨は……(発言する者あり)静かに聞きなさい。学問の自由といふ憲法上の要請と高度な専門性とを必要とするに基づくものであります。ところが、筑波大学では、最終的には人事委員会が決議機関であるとされていることによつて、それが拒否権を持つことになるから、教官の学問、思想、信条の自由の侵害となるおそれがあると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)總理、文部大臣は、学問の自由と大学における人事権との関係をどう解されているのか、人事委員会制度が憲法上の要請に違反するおそれがあると思うが、明確な答弁を承りたい。

臣に拒否権を認めていることから、学長と文部大臣が望ましい者しか任命されない。そればかりか、参与会は、大学運営の重要な事項について、学長に助言または勧告できることになつてゐるのです。したがつて、事は重大であります。副学長、参与会制など、学外者の大学行政への参加は戦後の大学立法史の中で争われ、今まで実現されなかつたものだけに、筑波大学は新しいタイプの大出現であることを意味します。

そればかりか、この制度は、教育基本法第十条に反しているのであります。(拍手)その規定によれば、教育機関や教師が、議会や政府その他の公的管理機関を通じて直接に国民に責任を負うのではなく、自主的判断によって直接的に国民への責任を果たすといふ直接教育責任の原則を訓示しているからであります。總理、文部大臣は、教育基本法十条の趣旨をどう解されるか、副学長、参与会制はその趣旨に反すると思うが、明確な御所見を承りたい。(拍手)

法案のさらに重要な点は、人事がいままで学部教授会で決定されてきたが、筑波大学では人事

教授会が、研究、教育、人事、予算、決算などについての権限をすべて奪われたわけだから、学校教育法五十九条にいう教授会に残された重要な事項はなきにひとしい。

伝統的な大学自治の主体である教授会さうこのように解体されたのだから、新しい大学自治の主体である学生団体や職員団体の権利が認められるはずもない。新大学ではおよそ自治の主体が認められないのだから、学問の自由や大学自治は、死刑宣告されたもひとしいといわねばなりません。（拍手）

しかも、この法案が通れば、国立学校設置法のみを手直しすれば、すべての大学を筑波大学と同じ大学に仕立て上げることのできる道を開いたという意味で、法案は新大学管理法と断定することはできると思うが、この点について、総理、文部大臣の明確な答弁を要求するものであります。

以上の所論から、法案は、大学をどのように考えるかといふ大学観の根本にかかる問題を含むと同時に、他方、憲法、教育基本法の精神をどうとらえるか、さらには、大学の自治、公教育の責任をどう考えるかという根本問題にかかわっているのであります。一片の技術的な法改正では済まされない重大な問題性をはらんでいるのです。

しかも、法案が、その精神において、科学者の自律性を抑え、学問の自由を侵害するおそれがあり、ひいては、日本の科学技術の将来にとって、それが国民の科学に背を向け、真理と自由と平和を愛する科学者、広範な国民への挑戦を受けとめざるを得ないものだけに、（拍手）党派を超えた立場から、政府がすみやかに本法案を撤回するようここに要求するものであります。

これで終わります。（拍手）

教授会が、研究、教育、人事、予算、決算などについての権限をすべて奪われたわけだから、学校教育法五十九条にいう教授会に残された重要な事項はなきにひとしい。

伝統的な大学自治の主体である教授会さそこのように解体されたのだから、新しい大学自治の主体である学生団体や職員団体の権利が認められるはずもない。新大学ではおよそ自治の主体が認められないのだから、学問の自由や大学自治は、死刑宣告されたもひとしいといわねばなりません。（拍手）

しかも、この法案が通れば、国立学校設置法のみを手直しすれば、すべての大学を筑波大学と同じ大学に仕立て上げることのできる道を開いたといふ意味で、法案は新大学管理法と断定することができます。ができると思うが、この点について、総理、文部大臣の明確な答弁を要求するものであります。

以上の所論から、法案は、大学をどのように考えるかといふ大学観の根本にかかる問題を含むと同時に、他方、憲法、教育基本法の精神をどうとらえるか、さらには、大学の自治、公教育の責任をどう考えるかという根本問題にかかわっているのであります。一片の技術的な法改正では済まされない重大な問題性をはらんでいるのです。

しかも、法案が、その精神において、科学者の自律性を抑え、学問の自由を侵害するおそれがあり、ひいては、日本の科学技術の将来にとって、それが国民の科学に背を向け、真理と自由と平和を愛する科学者、広範な国民への挑戦と受けとめざるを得ないものだけに、（拍手）党派を超えた立場から、政府がすみやかに本法案を撤回するようここに要求するものであります。

これで終わります。（拍手）

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和四八年二月二十九日 衆議院会議録第十九号

大学設置の重要な点などは、学問の自由や学園の自治を乱るおそれがあるということでござりますが、すなおな考え方で見ていただけば理解が得られると思うのでございますが、大学制度も、戦後四半世紀の歴史を経て、森君が先ほど指摘をいたように、いろいろ改革を要する点があることは事実でございまして、国民は、望ましい大学はどうあるべきかということに対しても心配をしておるのであります。(拍手)大学というものは教師だけのものではないのであります。(拍手)学生だけのものではないであります。(拍手)日本全体のものなのであります。(拍手)その意味で、次代の望ましい国民を教育するためにふさわしい大学はどうあるべきかということを、いま国民全体は真剣に考えておるのであります。(拍手)今度の筑波大学設置に際して、その理想達成のために幾つかの政策を盛ろうとする姿を理解していただきければ、このような大学をつくること、このような法律を御審議いただくことが学問の自由と学園の自治を侵すこと自体が、私は、観念的な考え方であると思うのであります。(拍手)

第二は、七〇年代以降の科学技術の研究や教育のあり方についての御発言がございましたが、科学や技術は、日に日に進歩いたしまいることは申すまでもないのでございまして、大学においても新しい形の研究、教育組織をとることによりまして、弾力的な研究活動を確保し、かつ、多様な人材養成をはかることとしなければならぬことは言うをまたないわけであります。このような要請にこたえ得る体制を整えようというのがこの大学設置の一つの目的であります。

また次は、学外者の大学行政への参加は、教育基本法第十条にいう直接教育責任の原則にもとづくのは、学外の良識ある意見を同大学の管理運営に適切に反映させようとするものでありまして、國民の意見を大学に反映させる一助となるもので構成をする参与会を置くことといたしておりま

ありますて、教育基本法の原則に何ら反するものではありません。学園の中だけの考え方、学園の中における者の恣意によつて大学が運営せられます。(拍手)だからいろいろな混乱が起き、国民党が心配しておるんじやありませんか。この事実に目をおおつてはなりません。

次は、人事委員会の性格と教官の学問、思想、信条の自由についての御発言がございましたが、筑波大学に置かれる人事委員会は、全学的な見地に立つて、教官人事が円滑、適正に行なわれることを確保するための学内の教官を中心とする組織と承知をしており、このような組織を置くことは、何ら教官の学問や思想、信条の自由を侵さるものではありません。より広い国民的立場から、理想の学園を築き、大学を運営することが、学問の自由と学園の自治を侵すものであるという考えには賛成できません。(拍手)

〔國務大臣小坂善太郎君登壇〕

○國務大臣(小坂善太郎君) 文教予算の国家予算
全体に占める比率についてお答えいたします。

四十八年度の文部省所管一般会計予算の総額は、一兆四千二百一億円でありますて、これを前年度当初予算に比べますと、二千三百八十九億円で二〇・二%の増加となつておりますて、四十年度以降を見ましても、最大の伸びを示しておるわけでございます。これが国的一般会計予算に占める文教予算の割合といふことになりまして御指摘があつたのだと思いますけれども、これは、文教予算の一つの特色でありますて、給与費の、すなわち、人件費の占める割合がほほ三分の二を占めておりまして、著しく大きい一方、こうした人件費の伸びにはおのずから一定の限度があるわけでございます。したがつて、文教予算全体の伸びもその影響を受けるところになりますて、したがつて、また、一般会計予算額に占める文教予算の割合もまたやや低まつてくるわけでございます。

かりに、いま申したような人件費の影響を除いて考えてみると、四十八年度予算は、対前年度二六・二%の増加でありまして、これは、一般会計予算総額の伸びの二四・六%を上回っているわけになります。この文教予算の特色といふものを考えて御批判を賜わりたいと思います。（拍手）

【國務大臣（奥野誠亮君登壇）】

○國務大臣（奥野誠亮君） 現在の大学は学部しか認めていないわけでござります。学部の中に起きまして、教育と研究を一体として行ないますことによって、学問の自由が濶遠に進められていく、これは、それなりに尊重していかなければならぬと思います。

しかし、それだけにしなければならないかといふことになりますと、やはりまた違った形もあつていいんじゃないだろうか。現在学部だけしか認めておりませんので、それなりに弊害もござります。

また第一には、科学の発展につれまして、理学部に化学がある、工学部に応用化学がある、農学部に農芸化学がある、薬学部に生化学がある。こういうように學問の境界領域における問題を、いままのように學部で固まって研究しておつたのは、重複します。やはり、適時総合的に研究できるような仕組みも考えなきやならない。

また、學部學部で固執しておりますから、全學的な問題をまとめなければならない。學部に足を引っぱられまして、全學的な自治が成り立たないのです。

だから、そういうことをおこなひまして、學部の教育と研究の組織を、筑波大学では、教育については學群組織、研究については學系組織をとるうとしているわけございますから、このような仕組みを認めてはけしからぬとおっしゃるのは、ひ

(拍手) とつ御理解を深めていただきたいと思います。

同時にまた、科学の進歩に伴いまして、大規模な総合教育や、境界領域の研究が非常に深まつてまいってきておりますので、やはり、適時研究プロジェクトをつくりまして、関係者が集まつて、特定の問題を、公害その他研究していく、あるいは外国や国内の大学からも研究者の参加を得て、これら問題の解決に当たつていくなどしていかなければならない。それがこれからの大學生の一つのあり方ではなかろうかと、こう思つてゐるわけでござります。

次に、筑波大学の生まれた経緯についても誤解があつたようでございますから、年次を追つて申上げます。

昭和三十七年に東教大学五学部の統合移転候補地の調査を東京教育大学が決定されているのであります。キャンパスが幾つにも分かれているものですから、これはやはり統合したい。これを三十七年に決定されているのでございまして、翌年の三十八年に研究学園都市を筑波地区に建設することを閣議了解しているわけでござります。筑波問題はあとから出てきているのでござります。四年の七月に、東京教育大学が筑波における新大學のビジョンの実現を期して、筑波に移転する旨を表明されたのでござります。これを受け、文部省が、十一月に筑波新大学創設準備調査会を設けたわけでござりますから、順序もひとつ誤解のないようにお願いをしておきたいと思います。

次に、学長の不信任決定が行なわれたといふお話をございました。これも若干誤解があるようでございまして、不信任の動議のあつたことは事実でござります。さすがに決定はしておりません。内紛がないほうが望ましいのであります。が、お互いの党内にも、ときには内紛があるのでござります。同時に、この内紛は、筑波に移転することに反対ではないのだということを、関係者がわざわざ私のところへ申し出でてきておられることが多

私は、まずこの大学の改革の基本理念と教員、学生の努力についてどう考へておられるか、田中総理大臣の所信を伺いたいのであります。政府提案の国立学校設置法等一部改正案は、以上述べてきた学問の自由、大学の自治に反する筑波大学の設置をきめるものであるだけでなく、このような方式を全大学に広げようとするものであります。だからこそ、国大協をはじめ多くの団体が反対や批判を強めているのであります。

そこで、この法案について質問に入ります。第一に、筑波大学は学問の自由、大学の自治の保障のない大学であるということについてであります。

(号外)

学問の自由、大学の自治を保障するためには、まず何よりも大学の運営に民主主義を徹底させることが前提条件であります。民主的運営のないところ、学問の自由も大学の自治もありません。大學生における民主主義を保障するためには、教職員、学生など大学のすべての構成員の参加による自治を制度的に確立することが必須の条件なのであります。

しかし、筑波大学は全くこれに反し、現に、大学の教員が持つてゐる権限まで制限をし、政府任命による学長を中心とする少数の中枢管理機関に権限を集中して、大学の民主的運営を根本からくつがえそうとしているのであります。

たとえば筑波大学では、従来の学部にかわって学群と学系が設けられるわけですが、そこにつくられる教員会議には、従来の教授会が持つていた教員人事、予算要求などの教育、研究の権限はほとんど与えられておりません。

他方、学長によつて学外から選考できる五人の副学長があらゆる重要な審議機関に参画をいたしまして、教育、研究、総務、厚生・補導などの各部門の責任者となり、絶大な権限を持つことになります。

さらに重大なことは、参事会の問題であります。これは学長が学内の意見に拘束されずに選考

する学外者で組織され、文部大臣が任命拒否権を持つものであります。この参事会は、学長に助言し、さらには勧告する権限まで与えられているではありませんか。これは従来の大学の慣行上、上述べきた評議会より以上の全學的意思の決定機関であつた評議会より以上の権限を持ち、学外から大学に干渉する道を開くものであります。(拍手)

さらに、従来の学部教授会にかわって教員の人事権を持つ人事委員会に至つては、千人をこえる全教員のわずか一%で構成され、しかもその三分の一を副学長が占めるという仕組みになっておる

これらを総合すると、結果として、教員の教育と研究は少数者の一方的にきめた計画と方針による管理統制のもとに置かれ、教育、研究の自由が奪われることにならざるを得ないのであります。(拍手)

これこそ憲法と教育基本法の原則を踏みにじる以外の何物でもありません。これでもなお筑波大学が学問の自由、大学の自治を保障するものでありますと文部大臣は考へておられるのかどうか、その見解を伺いたいのであります。(拍手)

筑波大学は、そこに学ぶ学生を大学の構成員、大學自治のない手であると認めていないばかりか、その自治組織の存在さえ想定していません。まして、学生の政治活動を敵視し、学生の持つ当然の権利さえ抑圧しようとしていることは重大であります。

筑波大学は、そこに学ぶ学生を大学の構成員、大学自治のない手であると認めていないばかりか、その自治組織の存在さえ想定していません。まさに東京大学が大学当局によつて公認され、大学の民主的発展が前進し始めているとき、この法案は、まさに歴史の闘争の逆転をたくらんでいます。(拍手)

筑波大学での学生の自治組織を認め、その自主的、民主的活動を保障する用意があるかどうか。さらに、学生の大学の自治への参加を認めるのかいかなか。以上二点について明確な答弁を総理大臣に要求いたします。(拍手)

第三に、本法案の持つ意図と、提出までの手順参加を検討する」というだけの表現しかなく、学生などの大学の構成員にとっては、まさにかたく開ざされた大学であり、政府や一部の学外者、政府の任命する学長、副学長など中枢管理機構を構成する者にのみ広く開かれた大学となつてゐます。これは学長が学内の意見に拘束されずに選考

であります。

数年前の大学紛争の最大の原因の一つが、学生を抑圧の対象とした反動的な大学当局の態度にあります。あつたことは、周知の事実であります。ところが、筑波大学は、大学の自治を奪い、学生の権利を抑圧するなど、いわば大学紛争の諸要素を集めています。

しておるのであります。これでは、紛争の要因を取り除くことには全然ならないのであります。紛争なき大学などといふ宣伝は、もつてのほかあります。

先ほど森君は、自民党を代表しまして、学園の暴力の問題に触れましたが、それが自民党と無関係であるかのよろな発言をされたのであります

が、暴力を今日まで泳がせ、政治的に利用してきましたのは、自民党と政府であるということを、明確にいたします。(発言する者多し)この政策に対し、この暴力に対し、断固として戦つてきただけは日本共産党であります。今日の大学の荒廃が自民党政治の結果であることは、きわめて明白であります。(拍手)

いま東京大学が大学当局によつて公認され、大学の民主的発展が前進し始めているとき、この法案は、まさに歴史の闘争の逆転をたくらんでいます。(拍手)

その計画を、公然と関係者の論議にかけることなく、ある意味で閉ざされた密室の中で作業を続けてまいりました。いまだにその細部は秘密のレベルに包まれたままではあります。これでどうぞ

だからこそ、政府と文部省は、筑波大学法案とその計画を、公然と関係者の論議にかけることなく、ある意味で閉ざされた密室の中で作業を続けてまいりました。いまだにその細部は秘密のレベルに包まれたままではあります。これでどうぞ

そこで、お伺いをいたします。

筑波大学での学生の自治組織を認め、その自主的、民主的活動を保障する用意があるかどうか。さらに、学生の大学の自治への参加を認めるのかいかなか。以上二点について明確な答弁を総理大臣に要求いたします。(拍手)

一九七一年六月の中教審答申は、財界の支持をいち早く得たのみで、ほとんどの教育関係者からは四面楚歌の状況にあり、悪名を天下にさらしたのであります。その中教審ですら、八回の公聴会を開いています。この八回の回数があまりにも少なく、かつ不十分であるとの批判が集中しています。(拍手)この秘密性こそは、筑波大学が世にいわれる中教審大学、自民党大学のそりをみずから一そく浮き彫りにしてやまないものであります。(拍手)

私は、いまここに、筑波大学関係法案の重大性

と、その法案提出に至る非民主性について強く指摘し、そのゆえに広く国民的合意を得るために、たとえば学術会議、国立大学協会、教職員団体、各学会関係者及び国民各層に資料を提示し、その総意を聴取するという民主的手順を提案するものであります。政府にこれにこたえる用意があるか、その決意のほどを聞かせていただきたいのであります。

最後に、本法案提出の形式についてただしたいことがあります。

本法案は、若干の医学部、医科大学等の新設とあわせて、筑波大学の設置及び組織、運営の問題を故意に混在させております。医学部等の新設は国民の切実な要求であります。しかも、緊急な実施が求められているものであります。これに対し筑波大学は、政府みずからが大学改革に資するための新しい構想に基づく大学と称するもので、全く異質のものであります。

国立学校設置法は、昭和二十三年の国会成立以来、二十二回の改正を経てきましたが、このようない乱暴な法案の提出のしかたは全く異例であり、歴代の内閣も行なわなかつたところであります。(拍手)それは同法制定の本来の趣旨にもとるものであります。性質を異にするこれら二つの問題を、何ゆえに混在させて提出したのか、その理由をはつきりと総理に聞きたいのであります。それは医大等の新設を求める国民に、筑波大学へ賛成を強要する魂胆なのか、また、筑波大学への批判を医大設置にまで反対するものと見せかけようとする政府・自民党のこうかつた謀略なのか、明確な答弁をいただきたい。(拍手)

さらにもう一つ、筑波大学にかかる本質問題を審議するためには、それなりに一定の期間を要することは当然であります。それが済むまで医学部の設置は引き延ばしてもよいと考えておるのか。それとも、医学部等設置の緊急性を理由として、筑波大学関係の諸問題についての徹底した討議や国会審議を回避する腹づもりなのか。いずれにし

ても、不明朗きわまる今回の提案のやり方について、政府の明確な答弁を要求するものであります。

終わりに、私は、筑波大学関係法案について、いまだに何らの国民的合意もなく、また、その努力も行なわれていない今日、直ちに撤回されんことを強く政府に要求をいたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

○議長(中村梅吉君) ただいまの山原君の発言中、不穏な言辞があるとの申し出がありますが、議長は、速記録を取り調べの上、適当の処置をとることいたします。

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 大学改革の基本的理念及び本大学設置により、学問の自由が侵され、学園の自治が破られるという考え方に対して、必ず申し上げたいと存じます。

戦後の大学教育につきましては、先ほども申し述べましたように、急速な普及と社会の複雑高度化に伴つて、大学の内外からさまざまな新しい要請が出ておることは事実でございます。これまでの高等教育に対する考え方や制度的ワク組みでは

対応できなくなつておることが多いのでございま

す。このよろんな観点から、高等教育の大衆化と学

術研究の高度化の要請にこたえて、高等教育の多

様化、教育、研究組織の合理化、大学の閉鎖性の

是正等の措置を講ずる必要があることは、何人も否認できない事実でございます。

眞に学問の自由を守り、学園の自治を守るために

は、お互いが現状を把握し直視をしながら、真

に守れるような道を、具体的な方策を講じなければならぬわけでございます。ただ、学園を放任

しておくことによって学問の自由が守れ、学園の

自治が守れるのではないのです。(拍手)

そういう意味で、これらの要請にこたえるため

に、新しい制度の採用を機会に、いろいろな問題

に對して具体案を得て御審議をお願いしておるの

であります。これらのやり方は、よりよい大学をつくり上げるための必要不可欠のものの一つとして規定をしておるわけでございます。

御指摘がございました学校の運営に對して、國民の広い立場における良識の參加、副学長を置く

というようなことが学問の自由を侵し、学園の自

治を乱るという考え方は、これは非常に専斷でござります。その意味で、政府が本法案を御審議いたいでおる真意を御理解賜りまして、御賛成のほどを切にお願いいたします。

具体的な問題については関係閣僚からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 学問の自由や大学の自

治が保障されないという意味の御意見がございま

した。

学長の選任につきましても従来と何ら変わりは

ないわけでございまして、何を奪つたとおっしゃ

るのだろうかなという疑問を持ちます。ことに政

府任命の学長などということを使われるに至つ

ては、全く理解がなき過ぎる、こう思つのでござ

いまして、これも大学自身が選ぶのでございま

す。(拍手)

これからは筑波大学がみずから慣行の積み重

ねによりまして、新しい管理運営の実態が生まれ

てくるわけでございまして、法律には別にこまか

いことは書いておりません。大学自身が管理運営

の実態をつくり上げるものだと、いう御理解を得た

いと思います。

いわんや参与会、助言、勧告の諮問機関として

参与会を設けたから大学の自治が奪われるとい

うような話がございました。日本の私立大学にも執

行機関の中に理事として学外者が入つております。

欧米の先進の大学にもたくさん学外者が理事として入つております。どこに自治が奪われたと

いうお話をあるのでしょうか。それほど日本の大

学が弱いものでございましょうか。(拍手)

学生の自治活動についてお話をございましたか

ら申し上げさせてもらひますが、法律において

は、何ら從来と変わった規定を置いておりませ

ん。学生の自治活動には、学生生活における自律

性の涵養や学生相互の啓発などの意義が認められ

ますが、その正常な發展のためには、学生が自己

の責任において規律のある諸活動を行なうことが

期待されるところでございまして、そのような責

任と規律のある自治活動であれば、これを抑制す

る必要はないと考えます。学生の自治活動に對す

るこのよろんな考え方の方は筑波大学においても同様で

あると考えますが、具体的には大学の投資方針に

まつべきものと考えます。学生の正当な要請を大

学が適切に受けとめ、大学の運営と教育、研究の

活動を積極的に改善する契機とすることが必要な

ことでございまして、学生の課外活動や福祉厚生

事業など適切な分野においては十分配慮すべきも

のと考えます。

しかしながら、教職員人事、財政など、大学の

管理運営の基本にかかる分野については、学生の

知識、経験、責任能力に照らし、いわゆる学生參

事会が適切に受けとめ、大学の運営と教育、研究の

活動を積極的に改善する契機とすることが必要な

ことでございまして、学生の課外活動や福祉厚生

事業など適切な分野においては十分配慮すべきも

のと考えます。

私たち、学校は政治的に中立でなければなら

ないと考えます。にもかかわらず、あまりにも政

治的活動が学校に持ち込まれ過ぎておられます。

(拍手)ある著名な日本の大学の総長が私に、革命

が大学から起くるのではないかと心配されると訴

えておりました。

今回の改正が反動的再編成のようにおつしやい

ましたが、私たちは、大学の管理運営を一つにし

ぼらないで、いろんな型も認めようとする進歩的

な改正でござります。反動というものは、前進を認

めないのが反動でござります。われわれはまさに

進歩的な改正をしようとしているわけでございま

す。(拍手)

○議長(中村梅吉君) これにて質疑は終了いたしました。

昭和四十八年三月二十九日 衆議院会議録第十九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する山原健一郎君の質疑

○議長(中村梅吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

(報告書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領しました。

出席國務大臣

内閣総理大臣 田中 角栄君

外務大臣 大平 正芳君

文部大臣 奥野 誠亮君

農林大臣 櫻内 義雄君

通商産業大臣 中曾根康弘君

大蔵大臣臨時代 小坂善太郎君

国務大臣 福田 起夫君

国務大臣 前田佳都男君

出席政府委員

内閣法制局長官 吉國 一郎君

文部省大学学術 木田 宏君

内閣法制局長官 吉國 一郎君

佐々木良作君

林 大幹君

保岡 興治君

高島 修君

安里積千代君

川保健二郎君

加藤 清二君

渡部 一郎君

中村 弘海君

林 義郎君

○朗説を省略した議長の報告

安里積千代君

佐々木良作君

通信委員

外務委員

辞任

補欠

内海 英男君

長谷川 駿君

渡部 一郎君

近江日記夫君

長谷川 駿君

内海 英男君

文教委員

辞任

補欠

林 義郎君

上田 茂行君

建設委員

辞任

補欠

渡辺 紘三君

藤尾 正行君

農林水産委員

山口 鶴男君

加藤 清二君

上田 茂行君

林 義郎君

商工委員

辞任

補欠

渡辺 紘三君

藤尾 正行君

予算委員

金子 岩三君

浜田 幸一君

上田 茂行君

林 義郎君

高島 勝君

赤城 宗徳君

赤城 宗徳君

佐々木良作君

伊能繁次郎君

高島 勝君

浜田 幸一君

安里積千代君

法務委員

辞任

補欠

浜田 幸一君

佐々木良作君

決算委員

辞任

佐々木良作君

赤城 宗徳君

伊能繁次郎君

内閣法務局長官

辞任

川保健二郎君

赤城 宗徳君

佐々木良作君

林 義郎君	中村 弘海君	近江日記夫君	岡本 富夫君	田代 文久君	三浦 久君
一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。					
内閣委員					
辞任					
吉永 治市君	萩原 幸雄君	吉永 治市君	萩原 幸雄君	小川新一郎君	大久保直彦君
萩原 幸雄君	吉永 治市君	塙谷 一夫君	竹中 修一君	大久保武雄君	前田治一郎君
地方行政委員					
辞任					
前田治一郎君	大久保武雄君	萩原 幸雄君	愛野興一郎君	三浦 久君	田代 文久君
多田 光雄君	諫山 博君	竹中 修一君	塙谷 一夫君	平田 藤吉君	平田 藤吉君
農林水産委員					
辞任					
金子 岩三君	上田 茂行君	平田 藤吉君	糸野与次郎君	糸野与次郎君	糸野与次郎君
法務委員					
辞任					
藤田 高敏君	正示啓次郎君	平田 藤吉君	糸野与次郎君	糸野与次郎君	糸野与次郎君
外務委員					
辞任					
藤田 高敏君	樋 兼次郎君	正示啓次郎君	木下 元二君	木下 元二君	木下 元二君
藤田 高敏君	樋 兼次郎君	諫山 博君	庄司 幸助君	庄司 幸助君	庄司 幸助君
商工委員					
辞任					
大久保直彦君	増岡 博之君	多田 光雄君	(議案提出)	(議案提出)	(議案提出)
小川新一郎君	江藤 隆美君	金子 岩三君	近江日記夫君	近江日記夫君	近江日記夫君
決算委員					
辞任					
中村 弘海君	岡本 富夫君	岡本 富夫君	木下 元二君	木下 元二君	木下 元二君
吉川 久衛君	吉川 久衛君	吉川 久衛君	吉川 久衛君	吉川 久衛君	吉川 久衛君
一、去る二十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。					
学校教育法の一部を改正する法律案(木島喜兵衛君外七名提出)					

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数

の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(木島喜兵衛君外七名提出)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数

の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

(木島喜兵衛君外七名提出)

教育委員会法案(木島喜兵衛君外七名提出)

一、去る二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

瀬戸内海環境保全特別措置法案(土井たか子君

外三十名提出)

一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

瀬戸内海環境保全特別措置法案(塙出啓典君外一名提

出、参法第二号)(予)

昭和四十八年度一般会計暫定予算

昭和四十八年度特別会計暫定予算

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

(議案受領)

一、去る二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

昭和四十八年度一般会計暫定予算

昭和四十八年度政府関係機関暫定予算

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

瀬戸内海環境保全法案

(議案付託)

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

雇用対策法及び雇用促進事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

雇用対策法及び雇用促進事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

以上三件 予算委員会 付託 (修正申入書受領)

(議案送付)

一、去る二十八日、内閣から、次の修正申入書を受け領した。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案中修

提出案を参議院に送付した。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律

案(内閣委員長提出)

沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案

は次のとおりである。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律

案(内閣委員長提出)

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律

案(内閣委員長提出)

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律

案(内閣委員長提出)

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律

案(内閣委員長提出)

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律

案(内閣委員長提出)

（修正申入書受領）

一、昨二十八日、内閣から、次の修正申入書を受け領した。

沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案

は次のとおりである。

沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案

は次のとおりである。

沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案

は次のとおりである。

沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案

は次のとおりである。

沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案

（修正申入書受領）

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案

は次のとおりである。

沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

国際海洋博覧会政府代表(以下「代表」といふ。)一人を置く。

3 代表は、沖縄国際海洋博覧会に關し、条約の規定により、日本国政府を代表し、その約束の履行を保障することを任務とする。

4 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ない、代表が任務を終了したときは、解任されるものとする。

5 この法律は、公布の日から施行し、博覧会終了の日から起算して一年を経過した日に効力を失うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、昭和五十年に開催される沖縄国際海洋博覧会の円滑な運営を行なうため、政府代表を設置するものであつて、必要かつ適切な措置であると認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十八年度一般会計予算外務省所管職員俸給等の目中に八百十四万八千円計上されている。

右報告する。

昭和四十八年三月二十八日

外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案に対する附帯決議

二 議案の可決理由

政府は、本法の施行にあたり、次の事項につき

適切な対策を講ずべきである。
一 政府代表が十分にその任務を果たすため万全を設置するものであつて、必要かつ適切な措置

であると認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

における地価及び建設資材等の高騰が県民生活並

びに地元産業に与えている影響にかんがみ、次の諸点について特段の留意を払うこと。

1 沖縄の経済開発を円滑に促進するため、土地等の買占め、地価及び物価の高騰に対し、効果的な抑制策をとる。

2 関係自治体の地元負担を極力軽減し、そのため適切な財政措置をとる。

3 自然環境の保全に万全の措置をとる。

4 農業、中小企業等地元産業に対する保護及び一般原民の生活安定に關し、十分配慮する。

2 目的の拡大

法律の目的に、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付け等の業務を行ない、縮小整理の措置をとるよう努力する」と。

もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全と金属鉱業等の健全な発展に寄与することを

にかかわらず多数の国及び国際機関が参加するよう最善の努力を払うこと。

金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

3 役員の増員
加える。

事業団に常任の理事を二人増員する。

本案は、金属鉱業等による鉱害の現状とその対策の必要性にかんがみ、金属鉱物探鉱促進事業団の業務に鉱害の防止に必要な資金の貸付業務等を加え、これに伴い同事業団の名称を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名の改正等

法律の題名を「金属鉱業事業団法」に改めるところ、「金属鉱物探鉱促進事業団の名称を

改める。

2 目的の拡大

法律の目的に、金属鉱業等による鉱害の防

止に必要な資金の貸付け等の業務を行ない、

もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全と金属鉱業等の健全な発展に寄与することを

4 業務の拡大

事業団の業務に次の事項を追加する。

(1) 金属鉱業等による鉱害の防止のための措

置に必要な資金の貸付け

(2) 金属鉱業等による鉱害の防止のための措

置に必要な資金に係る債務保証

(3) 金属鉱業等による鉱害の防止のための調

査及び指導

(4) 金属鉱業の探鉱及びこれに必要な地質構

造の調査のための船舶の貸付け

(5) 事業団の目的を達成するために必要な業

務

5 委託業務の追加

事業団は、金属鉱業等による鉱害の防止に

必要な資金の貸付業務の一部を、金融機関に

委託することができる。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を
こえない範囲内において政令で定める日から

施行する。

二 議案の可決理由

本案は、金属鉱業等による鉱害の現状とその

対策及び金属鉱物資源の確保の必要性にかんが

み、鉱害の防止等を促進するための措置として

有効適切なものと認め、これを可決すべきもの

と議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議

を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算において、金属

鉱業事業団運営費補助金一億五千七百万円、鉱

害防止工事費補助金九百万円、鉱

害防止工事費補助金一千五百七百万円、金屬

鉱業事業団出資金一億二千四百万円の計二億九

千万円が計上され、また、昭和四十八年度財政

投融資計画において、鉱害防止資金融資十一億
円が予定されている。

右報告する。

昭和四十八年三月二十八日

商工委員長 浦野 幸男

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案(内閣提

衆議院議長 中村 梅吉殿

出)に関する報告書

〔別紙〕

本案は、金属鉱業等による鉱害の現状にかん

がみ、その防止を図るために、採掘権者又は租鉱

権者が使用する特定施設の鉱害防止事業の費用

に充てるため、これらの者に鉱害防止積立金の

積立てを行なわせるとともに、使用済特定施設

に係る鉱害防止事業を計画的に実施するため必

要な措置を講じようとするもので、その主な内

容を講ずべきである。

一 国内鉱山の維持・発展を図るため、探鉱助成

の抜本的拡充強化、価格安定機構の確立及び税

制・関税制度の改善を図ること。

1 目的
この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれに
附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金属

鉱業等」といふ。)の用に供される坑道及び捨

石又は鉱さざいの集積場の使用の終了後における

鉱害を防止するための事業の確実な実施を
図るため、鉱害防止積立金の制度を設けると
ともに、使用済みのこれらの施設について鉱

害を防止するための事業を計画的に実施せらるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2 定義

- (1) この法律において「金属鉱物等」とは、銅鉱、鉛鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、砒鉱、いおうその他その採掘及びこれに附屬する選鉱、製鍊等の事業が終了した後においても坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれが多いものとして通商産業省令で定める鉱物をいふ。
- (2) この法律において「採掘権」又は「租鉱権」とは、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権をいい、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権を有する者をいう。
- (3) この法律において「特定施設」とは、金属

鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱

さいの集積場（その使用終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして通商産業省令で定めるものを除く。）をいう。

(4) この法律において「鉱害防止事業」とは、

坑道の坑口の閉そく事業、捨石又は鉱さいの集積場の覆土、植栽等の事業その他特定施設の使用終了後における坑水又は廃水による鉱害を防止するために行なわれる事業をいふ。

3 使用済特定施設による鉱害防止事業に関する基本方針

- (1) 通商産業大臣は、環境庁長官に協議し、かつ、中央鉱山保安協議会の意見をきいて、この法律の施行前に使用を終了している特定施設（以下「使用済特定施設」という。）に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを鉱山保安監督局長又は鉱山

を公表しなければならない。

(2) 基本方針においては、使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期及び事業量の計画的な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(3) 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、事業計画が基本方針に照らし不適切であると認めるとき、又は当該使用済特定施設に係る坑水又は廃水による鉱害を防止するため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から九十日以内に限り、その事業計画の変更を命ずることができる。

4 使用済特定施設による鉱害防止事業計画の届出等

- (1) 採掘権者又は租鉱権者は、鉱山保安法第四条の規定（保安、鉱害の防止等に係る鉱業権者の義務）により措置を講じなければならぬものとされる使用済特定施設に係る鉱害防止事業について、通商産業省令で定めるところにより、使用済特定施設による鉱害防止事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。
- (2) 事業計画には、使用済特定施設ごとに、実施しようとする鉱害防止事業の内容、その実施の時期その他の通商産業省令で定め

る事項を記載するとともに、その配置図その他の通商産業省令で定める書面を添附しなければならない。

5 資金の確保

- (1) 事業計画に従つて鉱害防止事業を実施する事業計画に係る資金の確保又はその融通のあつたために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

昭和四十八年二月二十九日 衆議院会議録第十九号 議案に関する報告書

6 鉱害防止積立金

(1) 積立て

① 採掘権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱山保安法第四条の規定により措置を講じなければならないものとされる特定施設（使用済特定施設を除く。）とに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が通知する額の金額を鉱害防止積立金として、金属鉱業事業団に積み立てなければならぬ。鉱害防止積立金は金属鉱業事務団が管理する。

② 鉱害防止積立金の額は、当該特定施設に係る鉱害防止事業に必要な額及び当該特定施設の使用期間を基礎とし、通商産業省令で定める算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が算定して通知する額とする。

(2) 取りもどし

採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者

若しくは租鉱権者であつた者は、鉱害防止

積立金の積立てをしている特定施設について

て鉱害防止事業を実施するときその他当該

特定施設に係る鉱害防止積立金を積み立て

ておく必要がない場合は、通商産業省令で

定めるところにより、当該特定施設に係る

鉱害防止積立金を取りもどすことができる。

(3) 承継等

採掘権者又は租鉱権者について相続その

他の一般承継があつたときは、これらの者

が積み立てた鉱害防止積立金は、これらの

者の承継人が積み立てたものとみなす。又、

採掘権の譲渡があつたときは、当該採掘権

の譲受人が、租鉱権の消滅があつたとき

は、当該租鉱権の消滅に係る鉱区の採掘権

者がそれぞれ積み立てたものとみなす。

7 鉱業の停止等

(1) 鉱業の停止

この法律の施行に必要な報告徴収、立入検査、罰則等に関する規定を定める。

鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長

は、採掘権者又は租鉱権者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定め、その鉱業の停止を命ずることができるものとする。

① 事業計画を届け出ないとき。（第五条第一項）

② 事業計画の変更命令に違反したとき。（第五条第三項）

③ 鉱害防止積立金の積立てをしていないとき。（第七条第一項）

④ 鉱業権の取消し

本案は、金属鉱業等による鉱害の現状にかん

がみ、その防止を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

が鉱業の停止命令（第十二条第一項）に違反したときは、採掘権又は租鉱権を取り消すことができる。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

9 金属鉱業事業団法の一部改正

金属鉱業事業団の業務に鉱害防止積立金の管理の義務を追加する。

10 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過する。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過する。

12 その他の規定

この法律の施行に必要な報告徴収、立入検査、罰則等に関する規定を定める。

13 商工委員長 浦野 幸男

衆議院議長 中村 梅吉殿

〔別紙〕

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、金属鉱業等による鉱害問題の重要性と緊急性にかんがみ、鉱害源対策と健康被害、土壤汚染等に対する対策を総合的かつ計画的に促進するとともに、次の諸点についてすみやかに適切な措置を講ずべきである。

一 蒲積鉱害源を早急かつ確実に処理するため、

休廃止鉱山の鉱害調査を一層促進するとともに、鉱害防止に関する指導監督を強化すること。

二 蒲積鉱害の特殊な歴史性と経緯にかんがみ、鉱害防止義務者に対する融資制度の拡充を図り、特に中小鉱山については特別の配慮を加えるとともに、鉱害防止義務者不存在の場合の鉱害防止事業について、事業規模の拡大による早期処理及び都道府県の負担の軽減を図ること。

三 将來の鉱害防止事業を確実に実施させるため、

め、的確かつ厳格な指導監督を行なうとともに

に、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、こと。

鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討する

こと。

四 分離鉱山等の特定施設に係る鉱害防止につい

ては、汚染者費用負担の原則の精神にもとづ

き、鉱害防止事業が円滑かつ確実に実施される

よう適切な行政指導を行なうとともに、関係法

制の再検討を行なうこと。

務はその時において国が承継するものとする

こと。

2 その他解散の日の前日を含む事業年度の決

算に関する規定等所要の規定の整備を行なう

ものとすること。

なお、日本てん菜振興会の解散に伴い、約

四億一千万円の資産が一般会計に帰属するこ

とになつてゐる。

記

〔別紙〕

日本てん菜振興会の解散に関する法律案に対する附帯決議

対する附帯決議

日本てん菜振興会の試験研究業務を国が引き継ぐにあたり、てん菜の寒冷地適作物としての重要性にかんがみ、政府は、特に左記事項に留意しつ

つ、てん菜の生産振興を推進すべきである。

二 議案の可決理由

日本てん菜振興会を解散し、それに伴う必要な規定を整備しよるとする本案の趣旨は、妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決す

べきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年三月二十八日

農林水産委員長 佐々木義武

右決議する。

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

昭和四十八年三月二十九日 衆議院会議録第十九号

五〇〇

定価
一部五十円
(記載料共)

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地
郵便番号107
大蔵省印刷
電話 東京 五八二四四一(大代)